

商標制度

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考		
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 ド 議 定 書	マ ス 協 定	ニ ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 一 年 使 用 請 求 取 消	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類		広 域 制 度	
														起 算 日	期 間 (年)			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間					
ア ジ ア	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	-	出願	7更10	5/△	◎	公開	2月	●	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/△	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 8	○	-			
	BT	ブータン	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	3目▲	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	CN	中国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		
	HK	香港	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10更	3/▲	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10更	3/△	○	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	IN	インド	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	5/△	◎	公開	4月	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	JP	日本	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎ (備1)	公報	2月	○(備2)	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	(備1)商標法24条の2第2項及び第3項に規定されている場合には譲渡できない。同法7条の2に規定する地域団体商標は譲渡できない。 (備2)請求の理由によっては、設定登録から5年を経過した後は請求できない場合がある(商標法47条)。	
	KH	カンボジア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公報	90日	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	KR	韓国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	2月	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		
	LA	ラオス	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5	◎	×	○	○	商品 34 サービス 11	○	-				
	LK	スリランカ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/▲	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 8	○	-			
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								左記参照				-					
	MN	モンゴル	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10更	5/▲	○	-	○	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	登録	7更	3/△	◎	公開	2月	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								左記参照				-					
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	出願	10更	3/△	◎	公開	2月	●	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		
	NP	ネパール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	登録	7更	1/△	○	公報	35日	○	○	(備)	-	-	(備)本国登録の分類に従う。		
	PH	フィリピン	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	○	公開	30日	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
SG	シンガポール	○	○	×	○	○	○	要	○	折衷	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	出願日を登録日とみなす。		
TH	タイ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	3/△	◎	公開	90日	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-			
TW	台湾	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	登録	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	-				
VN	ベトナム	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	(備)	○	○	商品 34 サービス 11	○	-	(備)公告日から登録までの間、意見書の提出可能。			
大洋州	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	14更	5/▲	○	公開	3月	-	○	商品 50	×	-			
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	-			
	PG	バブアニューギニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	10更	3/▲	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 8	○	-			
	SB	ソロモン	×	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入手できず内容未確認								左記参照				-					
	TO	トンガ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	○	○	-	○	-			
中東	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/▲	◎	公開	30日	○	○	商品 34 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。		
	AF	アフガニスタン	×	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	3年	○	○	(9版)	-		
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	○	公開	60日	●	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		
	IL	イスラエル	○	○	×	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10更14	3/△	◎	公開	3月	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		
	IQ	イラク	○	△	×	×	×	○(備)	要	○	折衷	-	出願	10更	3/▲	◎	公開	90日	登録	5年	○	○	商品 34 サービス 8	○	-	(備)連合暫定施政当局(CPA)指令第80号
	IR	イラン	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10更	3/▲	◎	公開/公報	30日	登録	3年	○	○	商品 34 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	●(備)	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-	(備)無効は高等裁判所に提訴する。
	KW	クウェート	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	出願	10更	5/▲	◎	公開(備)	30日	○	○	商品 34 サービス 11	○	-	第28類のクリスマスツリーとその関連商品、第29類の豚肉類、第32類のアルコール類及び第33類は登録不可。 (備)最後(3回目)の官報公告日		
LB	レバノン	○	△	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	15更	5/△	◎	×	登録	5年	○	○	商品 34 サービス 11	○	(10版)	-		

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 議 定 書	ニ ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	起 算 日	期 間 (年)	不 年 用 請 求 取 消	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類	広 域 制 度	
																	起 算 日	期 間 (年)	起 算 日	期 間				
中東	OM	オマーン	○	○	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	公開	90日	登録	5年(備)	商品 33 サービス 11	○	-	(備)悪意による登録の場合は期限の定めはなし。
	QA	カタール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公開	4月	○		商品 33 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	SA	サウジアラビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10(太陰暦)更	5/△	◎	公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○	-	アルコール類及び卸売・小売について登録不可。
	SY	シリア	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	×	◎	公開	90日	-		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	
	YE	イエメン	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	○	公開	6月	○		商品 33 サービス 8	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	TR	トルコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	(備)	(備)EUの加盟候補国
アフリカ	EG	エジプト	○	○	○	○	○	○	-	○	折衷	-	出願	10 更	5/△	◎	公開	60日	●(備)		商品 34 サービス 12	○ (10版)	-	(備)先使用を理由とするときは登録から5年以内。
	ET	エチオピア	×	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	7 更	3/△	◎	公開	60日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	KE	ケニア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更10	5/△	◎	公開	60日	●		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
	SD	スーダン	○	△	×	○	×	×	要	×	先願	×	出願	10 更	5/▲	◎	公開	6月	◎		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	アルコール類は登録不可。
	TN	チュニジア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎	公報	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	×	出願	7 更14	5/△	◎	公開	2月	○		商品 34	○	-	
	ZA	南アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10 更	5/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
	MA	モロッコ	○	○	○	○	○	○	要	×	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	AO	アンゴラ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	-	◎	×		●		商品 34 サービス 11	○	-	
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	×	○	要	×	先使用	-	-	無期限	-	○	-		○		商品 34 サービス 11	○	-	
	BJ	ベナン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OAPI	
	BW	ボツワナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	○		-	○	ARIPO	
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	-	
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	×	出願	10 更	5/▲	◎	登録	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	CI	コートジボアール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	CM	カメルーン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	×		●		商品 34 サービス 8	○	-	
	DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	×		●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	GA	ガボン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	GH	ガーナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	公報	2月	●(備)		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	(備)無効は高等裁判所に提訴する。
	GM	ガンビア	○	○	×	×	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10 更	5/▲	-	公開	3月	-		-	○	ARIPO	(備)審査は、方式、登録適確、先登録及び先願について行われる。
	GN	ギニア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OAPI	
	GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		-	○	OAPI	
	GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		-	○	OAPI	
KM	コモロ	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI(備)	(備) 2013.5.25に効力が発生。	
LR	リベリア	○	△	×	○	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	3/△	○	×	(備)	○		-	○	ARIPO	(備)情報提供が行える。	
LS	レソト	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	公報	3月	○		商品 34 サービス 8	×	ARIPO	(備)先行出願、先行登録の有無を除き審査する。	
LY	リビア	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/▲	○	公開	3月	○		商品 34 サービス 12	○	-		
MG	マダガスカル	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	×		●		商品 34 サービス 11	○	-		
ML	マリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI		
MR	モーリタニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI		
MU	モーリシャス	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	●		-	○	-		
MW	マラウイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	出願	7 更14	5/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO		

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 議 定 書	マ 定 ス 協 定	ニ ー ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 年 使 用 請 求 取 消	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類		広 域 制 度
														起 算 日	期 間 (年)			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
ア フリ カ	MZ	モザンビーク	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10	更	×	◎	公開	60		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO	
	NA	ナミビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	2月		○	商品 34 サービス 8	○	ARIPO	
	NE	ニジェール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月		●	商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	×	出願	10	更	3	◎	公開	-		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO (備)	(備)バンジュール議定書には加盟している。
	SC	セーシェル	○	△	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7	更14	5/△	◎	公開	2月		●	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
	SL	シエラレオネ	○	○	×	○	×	○	-	○	先使用	-	出願	14	更	5/▲	○	公開	3月		◎	商品 50 (備)	-	ARIPO	(備)旧英国商品分類を採用。
	SN	セネガル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月		●	商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公報	90日		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	SZ	スワジランド	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	×	登録	10	更	3/△	◎	公開	3月		○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	(備)先行出願/先行登録については異議申立があった場合に審査する。
	TD	チャド	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月		●	商品 34 サービス 8	○	OAPI	
	TG	トーゴ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公報	6月		●	商品 34 サービス 11	○	OAPI	
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	7	更10	3/△	◎	公開	60日		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
		(旧ザンジバル)																							
	UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7	更10	3/△	◎	公開	60日		○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
ZM	ザンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願	7	更14	5/△	◎	公開	2月		○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO		
ZW	ジンバブエ	○	○	×	○	×	○	-	○	先使用	×	出願	10	更	5/△	◎	公開	2月		○	商品 34 サービス 11	○	ARIPO		
N I S 諸 国	AM	アルメニア	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/▲	◎	公開	2月		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公報	3月		●(備)	商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	(備)絶対的拒絶理由による場合は無期限、その他の理由による場合は登録から5年。	
	BY	ベラルーシ	○	△	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	3/▲	◎	×			○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	GE	グルジア	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	登録	10	更	5/▲	◎	公報	3月		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	KG	キルギス	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	3/▲	◎	×		登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)絶対的拒絶理由を根拠とする場合は無期限。	
	KZ	カザフスタン	○	△	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公報	(備2)		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備1) 期間の定めはない。 (備2) 先登録又は周知商標を理由とするときは、登録日から5年以内に請求しなければならない。	
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	RU	ロシア	○	○ (備)	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	3/△	◎	×				○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)2012.8.22に効力発生
	TJ	タジキスタン	○	○ (備1)	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	-		登録	5年 (備2)	商品 34 サービス 11	○	-	(備1)2013.3.2に効力発生 (備2)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。	
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	3/△	◎	×			○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	3/▲	◎	×	(備)		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)情報提供制度がある。		
UZ	ウズベキスタン	○	△	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	×			○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-			
欧 州	AD	アンドラ	○	△	×	×	×	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	×			○	商品 34 サービス 11	○	-		
	AL	アルバニア	○	○	×	○	○	要	×	先使用	×	登録	10	更	5/△	◎	公開	3月		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	登録(備)	10	更	5/△	◎	公報	3月		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備)登録日の月末から起算する。	
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	○	公開	3月		○	商品 34 サービス 8	○ (10版)	-		
	BE	ベルギー	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公開(備2)	2月		●(備3)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
	BG	ブルガリア	○	○	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	2月		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	CH	スイス	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	登録	3月		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	CY	キプロス	○	○	○	○	×	○	要	○	先使用	-	出願	7	更14	5/▲	◎	公開	2月		○	商品 34 サービス 11	○	OHIM	
	CZ	チェコ	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	DE	ドイツ	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願(備)	10	更	5/△	◎	登録	3月		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備)出願月の末日から起算する。	
DK	デンマーク	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	5/△	◎	登録	2月		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM			

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 議 定 書	ニ ス 協 定	商 標 法	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度	権 利 原 付 与 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 年 使 用 請 求 取 消	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類	広 域 制 度		
													起 算 日	期 間 (年)			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間					
欧州	EE	エストニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公報	2月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	ES	スペイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	2月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	FI	フィンランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	5/△	◎	公開	2月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	FR	フランス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公開	2月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	GB	英国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	2月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	GR	ギリシャ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	出願(備1)	10	更	5/△	◎	公開(備2)	4月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)出願の翌日から起算する。 (備2)公開(公告)の翌月の16日から起算する。	
	HR	クロアチア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	(備)	(備)EUの加盟候補国	
	HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	IE	アイルランド	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	IS	アイスランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	登録	10	更	5/▲	◎	公報	2月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	IT	イタリア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	×		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	LT	リトアニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公報	3月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	LU	ルクセンブルグ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公開(備2)	2月	●(備3)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公告(公開)の翌月1日から起算する。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。	
	LV	ラトビア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	登録	3月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	MC	モナコ	○	×	○	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10	更	-	◎	-		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	ME	モンテネグロ	○	×	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公開	90日	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公報	90日	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	(備)	(備)EUの加盟候補国	
	MT	マルタ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10	更	5/△	◎	-		○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM		
	NL	オランダ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公開(備2)	2月	●(備3)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。	
NO	ノルウェー	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○(備)	出願	10	更	5/△	◎	公報	3月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)パリ条約及びWTO加盟国からの出願、並びに現地で営業活動をしている出願人の出願の場合は、本国登録要件は免除される。		
PL	ポーランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公報	6月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM			
PT	ポルトガル	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10	更	5/△	○	公開	2月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM			
RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/▲	◎	公開	2月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM			
RS	セルビア	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	×		●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)無効宣言請求制度。一部の無効理由には期間の制限がある。		
SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	5/△	◎	登録	2月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM			
SI	スロベニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/▲	◎	公開	3月	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM			
SK	スロバキア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	○	出願	10	更	5/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM			
SM	サンマリノ	○	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10	更	5/△	◎	公報	3月(備)	○	-	-	-	-	国際機関	
VA	バチカン	○	△	×	×	×	×	イタリア商標法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する																左記参照	
北中南米	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	3/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○	-		
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	5/▲	◎	公開	30日	●	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10	更	5/▲	◎	公開	90日	○	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-		
	BO	ボリビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10	更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的理由による場合は無期限。
	BR	ブラジル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10	更	5/△	◎	公開	60日	●	商品 34 サービス 8	○	-		
	BS	バハマ	○	△	×	×	×	○	-	○	先使用	×	出願	14	更	5/▲	○	公開	1月	○	商品 50(備)	-	-	(備)旧英国商品分類採用	
	BZ	ベリーズ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10	更	5/△	◎	公開	(備)	○	商品 34 サービス 11	○	-	(備)期限の定めはない。	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	L 協 定	マ ド 議 定 書	ニ ス 協 定	商 標 法	現 地 必 要 性	審 査 制 度	権 利 原 付 与	本 国 登 録 要 件	存続期間		不 年 使 用 請 求 先 消 滅	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類	広 域 制 度	
													起 算 日	期 間 (年)			起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
北 中 南 米	CA	カナダ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	登録	15更	3/△	◎	公開	2月	○		なし	-	-	
	CL	チリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	×	◎	公開	30日	●		商品 34 サービス 11	○	-	
	CO	コロンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	登録	10更	5/△	◎	公開(備)	2月	登録	4年	商品 34 サービス 8	○	-	(備)最初の公告(公開)。
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	-		○		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	45日	○		商品 34 サービス 11	○	-	
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	-	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	EC	エクアドル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
	GD	グレナダ	○	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入力できず内容未確認							左記参照					-			
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	5/△	◎	公開(備)	2月	○		商品 34 サービス 8	○	-	(備)最初の公告(公開)。
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	×	○	(備1)	○	先願	-	出願	7更14	5/△	◎	公開	1月	○		商品 50(備2)	×	-	(備1)登録官が要求した場合。 (備2)独自分類
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	○		商品 34 サービス 8	○	-	
	HT	ハイチ	○	○	×	×	×	○	-	×	先使用	-	登録	10更	5/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 8	○	-	
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	-	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	×	×	○	○(備)	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公開	1月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)英国商標の再登録制度あり。
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10更	3/△	◎	公開	3月	●		-	○ (10版)	-	
	MX	メキシコ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	-		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	3/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	-	
	PA	パナマ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	-	出願	10更	5/△	◎	公開	2月	登録	10年	商品 34 サービス 11	○	-	
	PE	ペルー	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
PY	パラグアイ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	登録	10更	5/△	◎	公開	60日	○		商品 35 サービス 10	○	-		
SR	スリナム	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	○	公報	9月	○		商品 34	○ (10版)	-		
SV	エルサルバドル	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10更	-	◎	公開	2月	登録	5年(備)	商品 34 サービス 8	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。	
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10更	5/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-		
US	米国	○	○	○	○	○	○	-	○	折衷	-	登録	10更	3/△	○	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)悪意による出願である事を理由とする場合等、 一部の例外については無期限。	
UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	登録	10更	×	◎	公開	30日	登録	15年 (備)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。	
VC	セントビンセント	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10更	3/△	◎	公報	3月	●		-	○	-		
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	15更	-	◎	公開	30日	登録	2年(備)	-	○	-	(備)登録日から起算する。	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	14		15		16	17	18	備考
			パ	W	T	協	ニ	商	現	審	権	本	存続期間		不 使 用 請 求 先 消 し	譲 渡 要 件	異議申立		無効審判		分	国	広	
			リ	T	L	議	ス	標	地	査	利	国	起	期			起	期	起	期				
約	協	T	定	協	法	性	度	与	則	件	日	間	年	月	日	間	日	間	類	類	度			
国際機関	EM	欧州共同体商標意匠庁(OHIM)	×	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5(備)/△	◎	公開	3月	○	商品 34 サービス 11	○		(備)共同体内における継続した不使用の期間。	
	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	×	○	要	×	(備)	×	出願	10 更	(備)	◎	公報	3月	(備)	商品 34 サービス 8	○		(備)各指定国に任されている。	
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎	公報	6月	●	商品 34 サービス 11	○			

(資料)特許庁「平成28年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
  - WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
  - TLT(商標法条約)の項中、「○」は同条約の締約国であることを、「×」は未締約国であることを示す。
  - マドリッド協定議定書の項中、「○」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」に加盟していることを、「×」は同議定書に未加盟であることを示す。
  - ニース協定の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
  - 商標法の項中、「○」は商標法があることを、「×」は商標法がないことを示す。
  - 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
  - 審査制度の項中、「○」は方式的な観点だけでなく、実体的な観点からの審査(顕著性、先行商標審査等を含む。)を行うことを、「×」は方式的な観点からの審査のみ行うことを示す。
  - 権利付与の原則の項中、「先願」は先願主義を採用していることを、「先使用」は先使用主義を採用していることを、「折衷」は折衷主義を採用していることを示す。先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものを、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものをいい、折衷主義とは先願主義と先使用主義とが併存することをいう。
  - 「本国登録要件」とは、外国人が自国以外の国へ出願する場合に、自国において事前に商標登録がなされていることを要求されるか否かを表す。本項目中、「○」は本国における事前の商標登録が必要であることを、「×」は本国における事前の商標登録が不要であることを示す。
  - 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は商標登録日を、「公報」は商標公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項は「権利の存続期間(年単位)」を示し、更新制度を有する場合において「更新期間が存続期間(例えば10年)と同じ場合」には「10 更」と記し、「更新期間(例えば14年)が存続期間(例えば7年)と異なる場合」には「7 更14」のように記している。
  - 数字は取消の対象となる不使用期間の年を表す。また、「△(▲)」は不使用取消の請求先が「特許庁(裁判所)」であることを、「×」は不使用取消審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。
  - 譲渡要件の項中、「◎」は営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されることを、「○」は商標権の譲渡が営業の譲渡と同時であることを要することを示す。
  - 「異議申立」の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は商標登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、起算日とすることを示す。
  - 分類の項中、表記は採用している分類表における分類の商品及びサービス別の数を示す。
  - 国際分類の項中、「○」は標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は採用していない場合を示す。また、「○」の下の括弧内の数字は採用しているニース分類の版を示す。
  - OHIMの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。ARIPO加盟国について、ARIPOで登録された商標権の効力が及ぶのは、域内での標章に関するバンジュール議定書に署名しているレソト、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア、ウガンダの8ヶ国のみ。
- 上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際協力課